

田上 時子のエッセイ

デートDVについて考える

大阪府内のある市から「デートDV予防啓発」事業委託を受けたのを契機に「デートDV」について考えた。その一部を述べてみたい。

日本では、デートDVを配偶者以外のカップル、特に10代から20代の恋人同士の間で起きるDVをいうが、デートDVという英語はない。DV(domestic violence)の英語直訳は「家庭内暴力」だが、女性への暴力は家庭内に留まらず恋人間にも数多く起きている社会問題としての認識から、先進諸国では1980年代前半頃から、夫婦間だけでなく恋人間の暴力もDVに含むのが常識となっている。がしかし、日本で2001年10月に施行された「DV防止法」の正式名称は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」で保護命令の対象になるのは「配偶者からの暴力」と夫婦間の暴力だけに限定されている。なぜか？ 一つには、日本のカップルのゴールは「結婚」にあるからだ。社会的に認知される(制度の恩恵を被るも含めて)にはカップルは「結婚」せねばならぬ。それは、「できちやった結婚」や「寡婦控除」の例などで分かる。

婚姻関係にない男女がセックスによって妊娠したため、急遽結婚するという「デキ婚」が結婚カップルの4割にもなるという例を他国で聞いたことがない。

寡婦とは、結婚後夫と死別または離婚していない女性のことをいい、夫の代わりの支援が寡婦控除で、同じ母子家庭でも結婚後かもともと結婚していないかでシングルマザーは区別され差別される。

同じ考え方で、配偶者間の暴力防止支援に法律はまずは乗り出したと考える。

ところが、女性への暴力の実態は配偶者間に留まらないという実態が、2007年11月の内閣府による10代から20代の世代に恋人間の暴力に関する調査

によって明らかになった。

調査対象358人(男性192人、女性166人)のうち、男女ともに50%が身体的・精神的暴力を、男性の53.1%、女性の56%が携帯電話に絡む被害を受けていた。「機嫌が悪くなったりする恋人にいつも気を使う」(33.7%)、「言葉で嫌な思いをさせられる」(13.2%)、行動を制限される(21.7%)などの経験が目立つ等などが分かり、内閣府は恋人間の暴力防止に力を入れるようになった。

実態が明らかになり、恋人間の暴力をDVと区別して「デートDV」と呼ぶようになった。

問題は、現行のDV防止法では、恋人間の暴力が保護の対象にならないという点にある。つまりデートDVの被害女性はシェルターに入れないし、加害男性は、ストーカーや傷害事件を起こさない限り、取り締れない。

暴力は力の落差が起こす。女性が社会的な経済的な力を持たない限り男性から女性への暴力は減らない。デートDVもまた然り。女性への暴力撤廃のためには、男女共同(平等)参画社会推進が必須である。

また、暴力はディス・コミュニケーションであり、抑圧された感情の爆発であり、感情のコントロールを失った状態に起きる。

デートDVの被害者にならない、加害者にさせないための「予防教育」が大切であること、その予防教育とは、子どもが幼いうちからの平等教育、コミュニケーション、感情の表現等など、親と子ども、教師と生徒、社会と子どもたちの日々の関わりにあることを覚えておきたい。

